

子発 0324 第 2 号
令和 2 年 3 月 24 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について（依頼）

子ども・子育て支援施策の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については小学校等の臨時休業の要請以降も、感染の予防に留意した上で原則として開所していただくこと等について依頼してきたところである（「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（令和 2 年 2 月 27 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」（令和 2 年 3 月 2 日付け元文科初第 1598 号、子発 0302 第 1 号、障発 0302 第 6 号厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知。以下「3 月 2 日付け局長通知」という。）。

このたび、3 月 19 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（別添 1）が示されたことを踏まえ、文部科学省から、小学校等の教育活動の再開に関する通知が発出された（令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知。以下「文部科学事務次官通知」という。別添 2）。

これを受け、放課後児童クラブに関する令和 2 年 4 月以降の取組方策等を下記のとおり整理したので、各位においては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は、文部科学省に協議済みであること及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 放課後児童クラブの開所について

放課後児童クラブは、引き続き感染の予防に留意した上で、開所いただきたいこと。

2 感染防止について

専門家会議においては、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けることの重要性が提言されている。これを踏まえ、「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」（2018（平成30）年3月厚生労働省）等を参考にしつつ、こまめな換気を実施すること。

また、密集性を回避し感染を防止する観点等から一定のスペースを確保することが必要である。その際、別添2の文部科学事務次官通知も踏まえ、放課後児童クラブ所管部局においては、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に学校施設の活用を推進するため、教育委員会等との連携を積極的に図ること。

加えて、咳エチケットや手洗い、消毒等を実施すること（別添3）。

3 学校において臨時休業が実施される場合について

文部科学事務次官通知においては、子ども又は教職員の感染が判明した場合に、教育委員会等が都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の必要性を判断することとされている。

放課後児童クラブにおいては、開所するかどうかについては、当該学校が臨時休業とされた状況を踏まえ、子ども等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。これまで事務連絡等で示してきたとおり、以下を踏まえて判断すること（「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）等参照）。

- ・感染した子ども又は職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で通所していた場合、市区町村は、当該クラブの一部又は全部の休所を速やかに判断すること。休所の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
- ・利用児童に発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは通所を避けるよう要請すること。

- ・職員に発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは出勤しないこと。

4 学校の臨時休業中に放課後児童クラブが開所する場合について

(1) 学校施設の活用について

2と同様に、密集性を回避し感染を防止する観点等から一定のスペースを確保することが必要である。その際、別添2の文部科学事務次官通知も踏まえ、放課後児童クラブ所管部局においては、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に学校施設の活用を推進するため、教育委員会等との連携を積極的に図ること。

(2) 子どもの居場所確保に向けた人的体制の確保について

今後、学校が臨時休業した場合に放課後児童クラブを開所するという判断をする市区町村も想定されるが、そうした場合、3月2日付け局長通知を踏まえ、放課後児童クラブ等を運営する法人間での連携や市区町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請を通じた人材確保に取り組むとともに、臨時的な対応として学校の業務の状況を踏まえた上で放課後児童クラブの業務に学校の教職員が携わる場合や学校において子どもを預かる場合などについては教育委員会等とも連携し、感染の予防に留意した上で必要な対応を行うこと。

なお、教員を放課後児童支援員として扱うことについては、本年4月1日より、改正された放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が施行されることを踏まえ、各市区町村において適切に対応すること（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について」（令和元年10月3日付け子発1003第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照）。

(3) 昼食の提供について

家庭や地域の実情を踏まえ、施設を利用する児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも考えられること。

5 放課後児童クラブが休所した場合の代替の方法について

放課後児童クラブの休所に当たり、保護者が休暇を取得するなどにより対応いただくことが想定されるが、保護者が医療職等の社会的要請が強い職業等に就いている場合であって、その子どもの預かりが必要なときについては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等が代替の方法として考えられるところであり、各市区町村

においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要に応じて対応を検討すること。

<本件連絡先>

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課（03-5253-1111(内 4966)）